

「働き方改革の動き」と「労働関係法令改正の動き」

～時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金ガイドライン(案)など～

主催 (一社) 三田労働基準協会 (幹事)・渋谷労働基準協会
(一社) 品川労働基準協会・(一社) 大田労働基準協会
(一社) 新宿労働基準協会・(一社) 池袋労働基準協会
王子労働基準協会・向島労働基準協会

政府が進める働き方改革は、日本の雇用慣行の大改革であり、国と企業双方での取組が欠かせません。そのために必要な法規制の強化も進められております。

本講習会では、36協定の特別条項により割増賃金を支払えば上限なく時間外労働が可能になる現行の仕組みを改め上限規制をする法改正の動き、待遇格差是正に向けた「同一労働同一賃金ガイドライン(案)」など、働き方改革に対応するための実務のポイントを専門家が解説します。

記

- 1 日時 平成29年6月28日(水) 14:00～16:00 (開場・受付は13:30～)
- 2 会場 三田労働基準協会1階 研修センター
港区芝4-4-5 (裏面案内図参照)
- 3 講師 北岡 大介 氏 社会保険労務士、駒澤大学法学部非常勤講師
(元労働基準監督官)
- 4 内容 ①時間外労働の上限規制
②勤務時間インターバル制度
③有給休暇の取得促進
④同一労働同一賃金に関する主な法制度
⑤同一労働同一賃金ガイドライン(案)
⑥同一労働同一賃金をめぐる最新の裁判例と実務対応
⑦その他
- 5 受講料(消費税・資料代含む) 会員 4,000円 それ以外の方 6,000円
- 6 定員 34名
- 7 申込方法等

- ①受講申込:裏面「申込書」により、三田労働基準協会あて Fax(03-3451-7692)して下さい。
- ②申込受付と受講料の振込:受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者に Fax 返信いたします。受講料は受講票到着後2週間以内(到着から6月21日まで2週間ない場合は6月21日(水)まで)に次の銀行口座にお振込み下さい(振込手数料はご負担願います)。

・銀行名	三菱東京UFJ銀行田町支店	・口座番号	普通預金 0397963
・口座名義	一般社団法人 三田労働基準協会	・名義人住所	東京都港区芝4-4-5
・振込人名の前に、講習会の月日を記入下さい(例 0628 〇〇カインジャ等)			

- ③受講の取消:6月21日(水)までの取消しは受講料を全額返還いたします(振込手数料はご負担願います)。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おき下さい。

- ④受講者は、Faxされた受講票を当日持参し受付にご提出下さい。

- 8 問い合わせ先(一社)三田労働基準協会 港区芝4-4-5 URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>

電話:03-3451-0901 FAX:03-3451-7692